



小島 智恵
議員
(政風クラブ)



問 今夏の参院選から選挙権年齢が18歳以上になる。自治体の多くで、まちづくりや政治への関心を持ってもらう等を目的に一般質問形式での子ども議会や高校生議会が開催されており、未来を担う若者の意見は、まちづくりに有用である。また、町政運営で町民の意見を反映することは重要だが、若者や女性の声を聞く機会が少ないと感じ、以下伺う。

(1) 子ども議会や高校生議会の開催状況や実績、今後のあり方。

(2) 町民の意見を聞く取組（特に若者や女性の声）。

町長 (1) 子ども議会については、総合計画の策定に当たり、平成11年7月と平成18年11月に2回開催しており、平成28年度から第6期総合計画の策定に向け、同様に開催する方向で考えている。高校生議会は開催したことがないが、選挙権が18歳に引き下げられ、今まで以上にまちづくりや政治に對し関心を持ってもらうことは重

問

子ども議会や高校生議会の開催を

答

子ども議会は、総合計画策定に向けて開催。高校生議会は、高校の意向を伺い、開催を検討。

要であると認識しており、直接、高校や生徒会から意向を聞きながら、開催について検討していく。



平成18年 幕別町子ども議会

(2) 札内福祉センターの改築に当たり、子育て支援センター利用者と意見交換会を行うなど、直接、職員が出席して意見などを聞き、各種施策や計画づくりに反映させている。

再質問 (1) 総合計画策定時以外でも子ども議会を実施する必要があると思うが。

(2) 本年度の町政執行方針の中で、

(3) 学校での電子化の整備状況と電子黒板の活用状況。

町長

(1) 平成26年度の経費で、コピー用紙は約281万円、複写機の借上料は約966万円、インク等の購入費用は62万円である。

タブレット端末を特別職3人と部課長職36人に配付した場合、26万円から285万円ほどの費用が掛かるほか、年間168万円程度の経費が必要と考えている。

(2) タブレット端末は、複数の資料を見比べるような使い方ができないなどの課題があり、OSの異なる端末を2台試験的に導入し、研究を始めたところである。

印刷製本業者への影響は、発注している予算書等は、引き続き配付の必要があり、影響はほとんどない。庁内ネットワークについては、有線に加え、全フロアで無線接続できるよう整備している。

教育長

(3) 近年、小規模校では独自にICT環境を整え、タブレット型PC等を授業に活用している。電子黒板は、全小中学校に1台から2台を配置しており、大型モニターとしての役割以外に、電子ペンを使い、拡大提示した教科書等へ書き込みをしながら説明を行うなど、その活用の幅を広げている。

問 タブレット端末を導入する考えは

答 課題もあり、研究を始めたところ

答 (1) 学校と十分協議しないと返答は難しい。

(2) 各種団体が定期的に活動している場に行って懇談をさせていただくことなどを考えている。



問 わが町では行政事務や議会などでタブレットは導入されていない。平成25年に上士幌町議会、本年5月には芽室町議会を導入される。経費削減、業務効率化、住民サービス向上に向けて、以下伺う。

(1) 紙媒体の会議資料等に係る経費、タブレット導入による試算。

(2) タブレット等を導入する考え。

町内の印刷製本業者への影響。新庁舎の無線LAN整備等。



小田 新紀
議員
(拓政会)



「幕別町教育の日」制定から10年、参観に来られる方の人数は伸び悩み、参加者が固定化されている。学校としても、多くの方に来校してほしいと願う一方で、不審者の侵入等に対する十分な安全対策に課題が残るとも聞く。また、本来は学校側の自由な取組ができるようにと、憲章という形式で制定したものが、近年教育委員会側から教育の日に合わせて「ノーテレビデー・ノーゲームデー」を指定。さらには、その実施の有無について調査を求めている。教育現場への負担が増加している。本来の趣旨に基づき見直しが必要と考え、以下の点について伺う。

(1) 町民の意識向上への啓発方法ならびに不審者等に対する危機管理方策について。

(2) 教育の日に合わせて「ノーテレビデー・ノーゲームデー」のアンケート調査を含む実施の有用性について。

問 「幕別町教育の日」の取組について

答 効果的な周知方法について検討しながら本事業を継続する

教育長(1) 「教育の日」に合わせて

食育等の出前授業を組み、保護者や地域住民に参観していただくなど、各学校で工夫を凝らしながら来校者の増につながるような取組を行っているとともに、学校前に教育の日の看板を掲示したり、毎月発行の学校だよりを活用して、周知活動に努めている。

さらなる啓発活動として、昨年度から始めた町のホームページによる周知のほか、今後、毎月19日に「教育の日」を実施している旨を周知するための「のぼり」やポスターの作成、来校者が多い学校の取組事例を町広報やホームページ等で紹介するなど、町民に関心を持ってもらえるような情報発信に努めるなど、効果的な周知方法について検討していきたい。

「教育の日」における不審者等の対策については、管理職等による玄関での受け付けや、来校者名簿の記載、来校者ネームの着用などにより、不審者の侵入を防ぎ児童生徒の安全確保を図りつつ、「教



教育の日に行われた「アイヌ文化を
知ろう」の授業風景（白人小学校）

育の日」の趣旨をなるべく損なわない範囲で学校を開放している。

(2) 本町では平成26年度から「教育の日」の午後6時から10時の間の2時間を「テレビを見ない、ゲームをしない時間」として定め、家族団らんの時間、読書の時間、勉強の時間など、それぞれ工夫した時間の過ごし方を行うよう実践している。

事業の実施状況を把握するため、6月と11月に各学級担任がホームルーム等で児童生徒に確認するとともに、効果等について意見

を聞くほか、保護者には、授業参観日やPTAの役員会等を活用し意見等を聞いている。また、実施状況及び意見等については、教育委員会では報告書を作成するとともに、各学校にフイードバックし、児童生徒の学力向上や生徒指導等に活用してもらっている。

肯定・否定的な意見を含め、当該事業への反響は大きく、保護者や児童生徒が、家族の行動等を考える時間を持てたことは、大変意義深いものと認識している。

今後とも、教育の日に合わせて「ノーテレビデー・ノーゲームデー」を実施し、その結果を分析するとともに、さらに多くの方々が日常の話題として取り組んでもらうことが、子供たちの健全な育成を図る上で重要であると考えており、引き続き本事業を実施していきたい。

再質問 調査への分析結果が出ている中で、さらなる調査の必要性は。

答 2年間の分析はできているが、そこからさらにつなげて健康状況がどうなったとか、学力がどうなったというところの分析までには、まだ達していない。データを積み上げていくことが必要と考えている。



内山美穂子
議員
(拓政会)



幕別町は「ナウマンゾウのまち」として全国に発信している。平成28年度のナウマン公園大型遊具設置を機に、おおもとなるナウマン象記念館の自身について見直す必要があると考え、以下伺う。

- (1) 地域の核としての位置付けと、今後の方向性について。
- (2) 専門的知識を持つ人材の配置は。
- (3) 町内の他の資料館との連携は。
- (4) 博物館協会などと連携し、外部専門家の提言を取り入れるなどの積極的な活用は。
- (5) 発掘化石の中に絶滅した巨大ジカの歯があったとする昨年の発表を受け、再調査する考えは。

教育長 (1) ナウマン象記念館は観光拠点エリアの中核的施設として整備した最初の施設で、忠類地域の象徴的な施設である。子どもたちが学ぶ場所として最適な空間であり、子ども同士の交流はもちろん、一緒に来館される大人もさまざまな情報交換を行える場となる

- (3) 「ふるさと館ミニ移動展」をナウマン象記念館で開催することな



ナウマン象骨格レプリカの展示

ので、ナウマン象記念館が、地域の学びの場となるよう、町長部局とも連携しながら今後の事業展開を検討していきたい。

(2) 調査研究に要する費用等も相当地の負担となることから、これまで同様、北海道博物館や関係機関などの連携や必要に応じて学芸員の招致による事業等を行ってきたい。

問	答
「ナウマン象記念館」を町の核としてどう生かすのか	地域の学びの場となるよう町長部局とも連携した事業展開を検討する

どについて検討していきたい。

また、学芸員の要素を持つ「地域おこし協力隊」の活用による、町内の資料館の連携についても検討を行っていきたい。

(4) 和歌山大学観光学部の提言や、北海道博物館の学芸員との連携という形で専門家の意見を活用していきたい。

(5) 発掘地の地層の再調査を北海道博物館において遅くても数年後には実施すべく検討しているとのことであり、再調査の際は、協力していきたい。

再質問 記念館のあり方は時代の要請と共に変遷するもの。平成22年の忠類地域活性化診断委託業務報告書に記念館への指摘や具体策が記載されている。この分析結果や提言は反映されているのか。

答 財政的な裏づけもない状況であるので、どの程度取り入れられるか、今後検討したい。

問	答
町民の声を聞く町の姿勢について	児童生徒との意見交換や、「札内みんなの家」で住民が参加できる方策を検討



「ともに考えともに創る活力あるまちづくり」の実現には、町民に関心を持ってもらうことが第一。広報広聴活動を循環型にするなど身近に感じる新たな工夫が必要と考え、以下伺う。

(1) 町民が日常生活で感じたことを気軽に提案できる制度の新設は。

(2) 新庁舎の総合案内窓口へ町民を交代で活用する考えは。

町長 (1) 子どもたちが気軽にまちづくりに対する夢や要望を提案できる取組は大変重要であり、学校への意見箱の設置や、直接学校を訪問し、児童生徒と意見交換する場を設けるなどの取組を検討していく。

(2) 新庁舎の総合案内窓口には、町民活用の考えはないが、平成29年度にオープン予定の札内福祉センターについては、基本計画にも協働と参加で創る札内みんなの家をテーマに、町民が立ち寄りやすい、より身近な施設として活用されることを目指している。



岡本眞利子
議員
(政清会)



(1) 受診率向上対策について。
2006年に「がん対策基

本法」が成立して、今年で10年を迎えた。がんは早期発見、早期治療により重症化を防ぐことが極めて重要である。

本町の平成26年度の平均受診率は、胃がん20・3%、肺がん24・2%、大腸がん25・4%、子宮がん31・6%、乳がん29・2%であり、以下の点について伺う。

① 政府の目標50%達成に向けての具体策。

② 子宮頸がん、乳がんのクーポン配布の効果。

③ 検診クーポンの未利用者に対しての手法と効果率。

④ 胃がんリスク検診の普及について。

① 胃がんの原因の95%以上がピロリ菌の感染によるものであることが明らかになっている。胃がん予防のために除菌が必要である。特定健診の項目にピロリ菌血液検査の追加の考えは。

② 胃がん撲滅への将来的な手立て

問 本町におけるがん対策の強化を

答 がん検診は継続的な受診により効果が期待でき、今後も受診勧奨に努める

を講じるため、中学3年生を対象にピロリ菌検査実施の検討を。
(3) 本町の小中学校におけるがん教育の取組は。

町長 (1) ① 受診率向上の取組として、特定健診、がん検診等の受診や健康に関する事業へ参加すること

でポイントをため、現金や商品券等と交換ができる健康ポイント制度を導入している他市町村の事例もあり、導入に向け検討を進めていきたい。

② クーポン配布の効果は次表のとおりである。

【各種検診の受診者数（受診率）】

	H 20 クーポン 導入前	H 21 クーポン 導入後	比較
子宮 頸がん	753 人 (28.1%)	1087 人 (40.4%)	334 人増 (12.3 増)
乳がん	494 人 (24.8%)	805 人 (39.9%)	311 人増 (15.1 増)

③ 平成26年度は、子宮頸がん検診では無料クーポンを利用していない485人のうち96人、乳がん検診では486人のうち50人を受診につなげた。

(2) ① 特定健診と併せて胃がん検診を受診される方に対しては、ピロリ菌検査を追加することが可能だが、本町の集団検診では、胃の内視鏡検査が対応できていない。

胃がん検診を一次予防であるピロリ菌除菌療法に結びつけるためには、胃の内視鏡検査の所見に基づいたピロリ菌感染胃炎診断を行うことが重要であり、当面、特定健診の際にピロリ菌検査を追加することは考えていないが、国のがん対策を注視しながら研究を進めていきたい。

② 若年層のうちに除菌することによって再発することがなくなるため、より確実な胃がんの予防効果が見込めるとされており、国や北海道の動向を注視しながら、実施市町村の情報収集を行い、ピロリ菌検査の実施に向けて検討を進め

ていきたい。

教育長 (3) 学習指導要領に基づき、がんも含めた疾病とその予防および健康等に係る教育については、小中学校では体育教科の保健分野で、中学校は保健体育教科の中で実施している。

再質問 がん検診を受診しやすいように、住民のニーズを把握し、休日・夜間等の受診を含め、がん検診の意識の低い人にこそ検診を受けてもらえるような取組が必要ではないか。

答 平成27年度には、勧奨対象者の受診率向上のため、はがきによる勧奨をしており、必ず対象者の目に届いていると考えている。





野原 恵子 議員
(日本共産党 幕別町議員団)



子どもの貧困は、社会全体の貧困問題そのものがベースにある。子どもの貧困率は1985年では10・9%、2012年では16・3%と上昇し、格差が拡大しているのが明らかになっている。

ひとり親では80%が母親で、働いていても収入が低いワーキングプアであり、貧困率は54・6%となっている。雇用の不安定・経済の格差が貧困を広げている。

親世代の貧困を子ども世代に連鎖させないために、社会全体の問題として対応していくことが必要であり、町としても対策が求められる。(1)総務省の家計調査によると、可処分所得(※)が落ち込んでいることが明らかになっており、就学援助受給基準の引き上げを。

(2)生活困窮世帯の子どもの学習支援を。
(3)ひとり親への医療費の拡充を。
(4)寡婦控除の対象とならない未婚の母子・父子家庭にも「みなし適用」とし、保育料や住宅使用料の軽減を。

問 広がる格差、「子どもの貧困」対策を

答 就学援助の認定に際し、これまで同様、平成25年8月1日以前の生活保護基準により行う

(5)生活保護を受けられる人が制度を活用できるよう捕捉率向上の手立てを。
(6)若者・女性・高齢者・ひとり親など生活困窮者に対する相談窓口の設置を。

教育長 (1)就学援助の認定については、生活保護費の算定方式に基づき「世帯の収入」を基準としていることから、必ずしも、可処分所得が減少したことによって、就学援助の対象とならない。

町長 (2)「学習支援事業」(道が事業主体)は、学習支援をはじめ居場所づくりや保護者への養育相談など、子どもと保護者双方に必要な支援を行うもので、重要な取組であると考えている。

新年度において、本制度について広報紙への掲載や公共施設にチラシの配布などを計画しているほか、民生委員や児童委員の協力を得て事業の周知を図るとともに、支援対象者への情報提供を行い、本事業がより一層有効なものとなる

るよう北海道との連携強化に努めていきたい。

(3)年々医療費が増え続ける中において、ひとり親家庭の親の医療費助成の拡充を町村の財政規模で賄うことは極めて難しい。

(4)保育料の寡婦控除のみなし適用については、他の市町村の状況を調査研究の上、判断していきたい。住宅使用料については、公営住宅法の改正により、平成28年10月1日から未婚の母子・父子家庭も対象とすることとされた。

(5)公区長や民生委員からの相談のほか、保健師による個別相談活動や納税相談など、町民と直接接する部署との連携により生活相談につなげており、所得状況に応じて生活保護の受給申請について勧奨している。

(6)福祉課が中心となり、各部署や関係機関との連携を図り、住民にわかりやすく、より相談しやすい体制づくりに取り組んでいく。

再質問 就学援助を受けられる世

帯収入に、高校生などのアルバイト代も合算されているのか。また、就学援助の支給項目に教材費を加え、保護者の負担軽減を。

答 平成28年度から、高校生の収入は除く取り扱いになる。教材費の援助については、どのような形がよいか検討しているところである。

子どもの貧困の現状

(単位%)

	S 60	S 63	H 3	H 6	H 9	H 12	H 15	H 18	H 21	H 24
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.2	12.5	12.2	14.6	15.1
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大人が二人	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4

厚生労働省「国民生活基礎調査」

相対的貧困率～等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って算出)の中央値の半分の額である貧困線(平成24年は122万円)に満たない世帯の割合

※「可処分所得」とは

給与やボーナスなどの個人所得から、支払い義務のある税金や社会保険料などを差し引いた、残りの手取り収入のこと。



中橋 友子 議員
(日本共産党 幕別町議員団)



問 町はこれまで各種事業の民間委託を行ってきたが、第

4次行政改革推進事業計画（平成28年度～平成37年度）では、さらに推進するとしている。これまでも外部委託が行政サービスの質の低下や、労働者の不安定雇用を拡大し、官製ワーキングプアにつながっていることを指摘しており、次の点を伺う。

- (1) これまで委ねた事業の評価と労働者の雇用実態は。
- (2) 指定管理を検討する事業に図書館も含まれているが、教育分野に係る事業は今後も直営を維持すべき。また、わかば幼稚園、中央保育所の今後の運営計画は。
- (3) 新しい外部委託制度の「包括的民間委託」「公民連携」はどの分野で導入しようとしているのか。
- (4) 住民サービスの向上、労働条件改善の手立てを。

町長 (1) (4) 委託業務については、各担当部署において業務の履行状況等をチェックしており、良



幕別町図書館

問 図書館等の運営は今後も直営で

答 知の拠点としての図書館の取組はスタートしたばかりで、今のところ指定管理になじまない

好に実施されている。

指定管理については、業務の実施状況や施設の利用状況などをモニタリングした上で評価し、必要に応じて業務改善等の指示を行っており、住民サービスの質の確保や向上に意を注いでいきたい。

労働者の雇用については、適正な労働賃金や労働条件の確保を要請するとともに、各種保険の加入の確保等を行うことにより、引き続き労働者が安心して働ける環境の確保や福祉の向上に努めたい。

(2) 図書館については、生涯学習の拠点施設として長期的視点に立ち、住民と図書館との協働でつくり上げていくものであり、指定管

理にはなじまないとの指摘もあり、他の施設を含め、さらに検討・見直しをしなければならない。

町立幼稚園と町立認可保育所については、平成31年度に幼保連携型認定こども園に移行するよう計画に位置づけているが、本町地区における将来の人口動態や地域の実情などを十分勘案した上で運営のあり方を模索するため、現在、教育委員会と協議を進めている。

(3) 第4次行政改革を推進する中で、その活用の調査・研究を行い、住民サービスの向上、施設運営の効率性のほか、受け皿となる事業者等の成熟度、地域経済への影響など、さまざまな観点から検討していきたい。

問 職員の適正配置を

答 組織力を最大限発揮できるよう、適材適所の配置を行う



問 地方分権、地方創生等で職員の事務量は確実に増えて

- いる。健康を保ち、気概を持って仕事に臨める配置が必要である。
- (1) 時間外勤務の実態。
 - (2) 福祉部門などは長期配置の検討を。
 - (3) 人事評価の内容。
 - (4) 町民・職員が一緒に築く町に。

町長 (1) 次表のとおり。

一人当たり 時間外勤務実績	
年度	時間（平均）
H 24	190 時間
H 25	189 時間
H 26	228 時間

（平成 26 年度末現在）

(2) 福祉部門においては、高い専門性が求められるなど、相応の期間、福祉行政に従事することが必要であるが、職員の育成や活用を図るためには、計画的に人事異動を行うことも肝要であり、バランスも考慮しながら適材適所の配置を行っていきたい。

(3) 「能力評価」、「職務態度評価」、「業務評価（職員個々の業務目標に対する達成度を評価）」の大きく三つの評価区分で行っており、今後、試行結果を検証し、本格実施に向けた制度の見直しを行っていききたい。

(4) 全職員が町民と積極的に接する機会を持ち、町民の声を、思いをしっかりと受けとめ、それをまわすづくりに反映していきたい。



板垣 良輔 議員
(日本共産党 幕別町議員団)



少人数学級は、保護者、教育関係者の長年にわたる教育要求です。

2011年に義務教育標準法が改正され、小学1年生の35人学級実現の国家予算が計上され、8年間で全学年で徐々に35人に児童数を引き下げる予定であった。

ところが、2015年、現行より学級規模を大きくし、教員数を減らす議論が政府内で行われ、決定された。少人数学級による子どもの公正な学習環境の整備の流れから逆行するものである。

40人学級で児童は窮屈なクラスで学習し、教員は多くの業務を抱え、授業準備や子どもと接する時間が取れず苦しんでいる。

ここ十数年、国が動き出すのを待っていただけないと、自治体独自の少人数学級が広がっている。

町においても、小学1・2年生の学級に教員を加配してきたが、これからは少人数学級の実現に向け、一歩進んだ施策が求められており、以下伺う。

問 少人数学級の実現で行き届いた教育を

答 引き続き国に対して求めていく

- (1) 35人を超えている学級の数は。
- (2) 35人以下学級の実現のため、本町においても独自の取組を。
- (3) 特別支援の児童をクラス編成の児童数に含め、定数を超えた場合にクラス分けを行うこと。
- (4) 「全学年35人学級」の完全実施と将来30人学級を実施することを国に求めること。

教育長 (1) 町内小中学校の通常学級における1学級当たり35人を超える学級の数は、平成28年2月1日現在、小中学校合計で3校5学級である。

(2) 個に応じたきめ細かな指導を進めるために、少人数学級以外の少人数指導については、毎年、学校の意向を踏まえながら、指導方法工夫改善、専科指導、児童生徒支援、ことばの教室に係る通級指導など、道教委の加配措置を受け配置している。

さらに町単独により、小中学校の9校において、特別支援教育支援員を39人配置しており、通常学

級における生活や学習に困り感のある子どもたちの支援を中心に配置しているほか、学校体育授業支援事業により体育授業のサポートを行っている。

町独自で35人以下学級の配置を行うことについては、教員の独自採用や教室の確保等の課題があることから、特別支援教育支援員の配置などにより、本町独自の支援策の拡充に努めていきたい。

(3) 義務標準法により、通常学級と特別支援学級は別々に標準が設けられ、特別支援学級に在籍する児童生徒は通常学級との重複在籍にはならず、通常学級の定数には含まれないことから、現在の法令上の判断基準としては難しい。

(4) これまで北海道市町村教育委員会連合会は、「小学校1・2年生の30人学級の早期実施」について、また、全国市町村教育委員会連合会では、「通常学級の少人数化(30人学級)」について、国に対して要望を続けてきている。

通して、少人数学級の拡大のため、教職員定数の改善について国に要望していきたい。

再質問 飯田町長は公約に「子どもを育ててみたいと思えるまちづくり」を掲げ当選した。そのことから町民が教育への施策に期待していることがわかる。

子どもたちへの教育にかかる予算は、子どもやその保護者のためだけでなく、広く社会全体に還元されることから、町民全体に対する予算であるといえる。

ぜひ、早期に少人数学級が実施されるように求める。

答 特別教育支援員を手厚く配置することによって対応してきている。





荒 貴賀 議員
(日本共産党 幕別町議員団)



問 市町村が運営してきた国民健康保険は平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体になるが、資格管理・保険給付・保険料率の決定・賦課・徴収・保険事業等については市町村で引き続き担うこととなる。

政府の「都道府県化」を求める過程で、全国知事会が「構造的課題」があるとして、抜本的な公費の投入を要求し、平成26年度に980億円、27年度には1700億円の財政支援を実施し、移行予定の30年度には3400億円の公費投入が予定されている。

厚労省は27年度の保険者支援の資料の中で、「被保険者の保険料負担の軽減やその伸びの抑制が可能」と記している。

幕別町では、国保世帯全体の17%である743世帯で滞納があり、高すぎる保険料、払えない窓口負担、この実態を改善していくことは住民の命と健康を守るためにも必要であり、改善を求め、以下の点について伺う。

問 国民健康保険の財政安定化に伴う財政支援を利用した町独自の減免制度を赤字会計であることは変わらないため、考えていない。今後も国に対して財政支援を求める。

- (1) 平成27年度財政支援による町民の世帯数と支援額は。
- (2) 一部負担金減免制度の実績は。
- (3) 町民負担の軽減につなげるため、これからも必要に応じた繰り入れを。
- (4) 国保に「境界層措置」を設けるべきではないか。
- (5) 均等割は子どもが多い世帯ほど負担が重い。子育て支援に逆行している負担割合の引き下げを。
- (6) 広域化に向けての準備は。

町長 (1) 7割軽減の対象が1209世帯、5割軽減の対象が659世帯、2割軽減の対象が495世帯、合計で2363世帯が財政支援の対象となっており、支援額は3318万3000円である。

- (2) 平成23年度は、免除1件と減額1件の計2件、24年度は、免除1件、25年度と26年度の実績はない。
- 相談件数については、平成24年度が認定件数を除き9件、25年度が7件、26年度が6件の実績である。

- (3) 国民健康保険が抱える構造的な

問題として、加入者に高齢者や低所得者が多く、一方で医療費は毎年増加傾向にあり、本町においても、一般会計からの法定外繰り入れを行ってきた。医療費の抑制に向けた取組や収納対策等を一層推進し、健全な国保会計の運営に努めながら、その都度、財政や経済状況を勘案し、国民健康保険に加入していない町民との負担の公平性に配慮しながら慎重に対応しなければならぬと考えている。

- (4) 介護保険制度では、境界層措置（保険料を支払うと生活保護に該当する場合、生活保護を必要としなくなる所得基準まで減免する）が設けられているが、医療保険制度での実施はない。国が医療保険上の制度として、財源措置を含めて講じるべきものと認識しており、現状、町単独での実施は考えていないが、昨年5月の国保法改正に対する国会の附帯決議を受け国が検討していると聞いているので、その動向を注視していく。
- (5) 国民健康保険税の標準賦課（課

税）総額については、地方税法に規定されており、受益に応じた応益負担と負担能力に応じた応能負担の原則に基づき、適切に負担を求めることが必要である。そのため、現状で多子世帯の負担金割合の引き下げを実施することは考えていないが、「境界層措置」と同様に、国が検討していると聞いているので、その動向を注視していく。

(6) 昨年8月から北海道と市町村による協議を開始しており、各市町村の納付金額の算定ルールや標準保険料率、北海道の国保運営の統一的な方針となる国保運営方針について、平成29年度中の策定に向け検討している。

◆国保加入の所得階層内訳（医療費分）
(各年度3月31日現在)

所得階層	世帯数(世帯)		人数(人)		世帯構成比率(%)	
	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度
0～100万円未満	2375	2320	3410	3252	53.6	53.6
100～200万円未満	1048	997	1965	1811	23.6	23.0
200～300万円未満	390	388	924	865	8.8	9.0
300～400万円未満	161	157	390	394	3.6	3.6
400～500万円未満	93	87	237	228	2.1	2.0
500万円以上	367	383	1374	1400	8.3	8.8
計	4434	4332	8300	7950	100.0	100.0



藤原 孟 議員
(副議長)



問 幕別生きもの調査報告書は開拓期からの動植物を調査したもので、方法は全道的にみて新しい試みと言えるし、意義深い資料である。また、今年、合併10周年目に町のシンボルが制定された。そこで町長に伺う。

(1) シバザクラ、カシワ、オオハクチョウの歴史を振り返りつつ、まちづくりでの活用と今後の取組について。

(2) 幕別生きもの調査の次なる計画は。

町長 (1) 昭和60年に「町の花」には、「シバザクラ」と「スズラン」、「町の木」には、「カシワ」、「町の鳥」には、「オオハクチョウ」を制定し、昭和61年の開基90年の式典で発表している。

今回、「町の花」に制定した「シバザクラ」は、その数が減りつつあるため、公共施設への植栽を進めるとともに、協働のまちづくり支援事業に苗の購入等の経費の追加を考えており、早ければ5月か



幕別生きもの調査報告書 (右)
ふるさとの花・樹 (左)

問 「幕別生きもの調査」を実施した歴史を踏まえ、新たに制定された町のシンボルの活用は

答 公共施設にシバザクラの植栽を進めるなど普及に努める

ら6月頃には、公園や近隣センタ―にきれいな花を咲かせることができるものと期待している。

「町の花」、「町の木」、「町の鳥」は、町のシンボルとしてホームページや広報紙などを通じ周知を図るとともに、各種印刷物に使用するなど町民に長く親しまれるものとなるよう普及に努めたい。

教育長 (2) 現在のところ、次なる調査の予定はないが、町民が本町の自然に愛着を持ち、守っていくことは非常に大切であり、次の節目の年や「(仮称)幕別町郷土文化資料館」の建設などを機に実施の

可能性や手法などについて検討していきたい。

問 味の景勝地構想を持つべき

答 観光物産協会等と連携しながら、町が持つ観光資源を発信していく



問 食と農を育んでいる気候、風土、歴史等が、体験型や滞在型観光の資源と一体的に景勝地を形成することで成立していた今までの集客力の小さい観光から脱してみるべきと考える。

国内外から時間とお金をかけて来てもらうにはストーリー性のある何かが必要ではないか。そこで対応策として地域観光を一体的に扱う組織「DMO(※1)」を立ち上げ、「味の景勝地(※2)」構想を検討することや地域観光の戦略を立てるかじ取りを担う場を設立させるべきと考え伺う。

町長 本町が持つ農業を核としたさまざまな観光資源を、本町の

「味の景勝地」として、町の観光物産協会と連携を図りながら、「(仮称)食と農の景勝地・十勝協議会」や「十勝アウトドアブランドディング事業」などの広域的な取組を通じて幅広く発信し、交流人口の増加につなげ、本町の観光振興に取り組んでいきたい。

再質問 これからの観光は「地方へ行くこう型」から「おいでよ型」になり地域主導になる。多様な関係者と協同しながら観光戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するために幕別町から組織機能を備えた法人を創設すべき。

答 広域の中で一つの十勝地域としてやるのが大きな力、発信力になると考えている。

※1「DMO」とは 観光地域づくりのかじ取り役として、関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりの戦略を策定・実施するための調整機能を備えた法人を指すもの。

※2「味の景勝地」とは 良質な食や食の生産・加工等に関連する景観などと、これらを守る人の各要素が備わった地域を「味の景勝地」として認証し、これらの地域資源を一体的・複合的に活用する取組により、地域全体のイメージアップを図り、地域産品の付加価値の向上や国内外からの観光客の増加により、地域の活性化につなげる取組。



若山 和幸
(政清会) 議員



平成26年4月から農業貨物の車検伸長実証事業が開始された。

これは農業者のコスト低減の大きな事業として、国(国交省)に十数年に渡り要望してきた経緯があり、北海道フード特区において十勝地域が提案し総合特別区域法の一部を改正し成立した事業である。

開始から2年近く経過したところだが、次の点について伺う。

- (1)現在の状況(幕別町と十勝全体)はどうか。
- (2)町としてどのような事業の啓蒙をしているのか。

町長 (1)平成26年4月に対象となる516人の認定農業者に対し、対象車両等を把握するため実態調査を実施し、その後も順次追加調査を行ってきた。その結果、本年1月末現在、認定農業者全体の約3割に当たる163人からの回答によると、対象車両数は268台、車検伸長の指定状況に

問 農業用貨物自動車車検伸長事業の現状と啓蒙について

答 十勝で827台、本町は136台であり、引き続き普及啓発に努めていく

ついては、これまで97人から申請を受け付け、全体の約半数となる136台を指定している状況である。

また、十勝管内の指定状況については、本年1月末現在、827台となっており、市町村ごとの内訳については、本町が136台と最も多く、続いて清水町128台、帯広市99台となっている。

今後、車検期間延長の法制化に向け、より多くの指定車両のデータが必要となるが、十勝全体の車検伸長可能見込み台数は、管内認定農業者6300人が2台弱所有していると仮定し、約1万台と見込んでいる。

しかしながら、約2年が経過する中、指定台数は827台と見込み台数の1割にも満たない状況にあることから、引き続き、車検伸長制度の普及啓発に努めなければならない。

(2)事業が開始される直前の平成26年3月に、対象となる町内の認定農業者516人に対して説明会の

案内をお知らせし、町内3カ所で107人が参加した。

また、町ホームページや広報紙で制度や手続を周知するとともに、幕別町農民同盟の協力のもと総会の席上で説明会を行ったり、機関紙への掲載や申請書類等を説明してもらうなど、制度等の周知に努めてきた。

さらに、平成26年度の開始当初は、申請窓口を役場農林課のみとしていたが、年度途中には、支所・出張所においても受け付けが可能となるよう事務手続を改善した。

本年度については、回答のない認定農業者に対して、引き続き実態調査を行い、対象車両の有無を含め伸長制度の趣旨をお知らせするとともに、町で把握している未指定車両の対象者に対して、車検満了時の1か月前に申請手続を促す通知を送付している。

今後においても、これまでと同様に対象車両の把握に努め、関係機関や各種会議等を通じて、指定車両の増加につながるよう取り組

んでいく。

再質問 (1)本町の対象台数の把握はできているのか。

(2)実証事業は「5年をめどとする」とのことだが、事業内容が周知されていない。さらなる啓蒙の強化をすべきと思うが。

答 (1)全体の数は把握していない。

(2)経費の削減が図れ、経営の向上につながることは、農家経営にとって必要なことである。各農協も農家の経営改善につながるならば協力していただけたらと思うことから、農協も含めて周知徹底を図っていききたい。



農業用貨物自動車



谷口 和弥
議員
(拓政会)



高齢者が重度の介護が必要になっても住み慣れた地域で生活が継続できるための「地域包括ケアシステム」構築は、2015年度から実施している「幕別町第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の重要な柱の一つである。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対し、「見守り体制の構築」、「各種在宅福祉事業の充実」といった主要事業に取り組んで、支援体制を強化しているところであるが、健康面や火災等の災害時の緊急対応の在り方は直接命にかかわるため特に重要である。ついては、以下の点を伺う。

(1)「緊急通報装置設置事業」の通報先が「幕別消防署」から民間の「緊急通報サービス事業者」へと変更となった。本来、行政が責任を持つ事業であると考えるが、民間会社に依頼することに対して町の考えは。また、通報者の通報時の状況や内容を伺う。

(2)高齢者に向けたスマートフォン

問 高齢者世帯にむけた緊急通報システムの今後について

在宅生活における支援の充実が極めて重要であり、迅速かつ正確な救護を行う事業として実施している

やタブレット型端末の操作の指導教室等を開催し、さまざまな将来の高齢者見守りシステムの変更に備えるべきと思うが町の考えは。

町長 (1) 本年4月からの消防広域化に伴い、幕別消防署の通信指令室が廃止されることとなり、緊急通報の受信業務を直営で行うことは業務効率性の観点から難しいものと判断し、民間の緊急通報受信センターに外部委託することとした。

通報時の緊急の対応について



緊急通報機「あんしんSV」(右)とペンダント型ワイヤレス通信機

	通報件数 (件)
H 26年度	305 うち救急車出動 47 消防車出動 20
H 25年度	320 うち救急車出動 45 消防車出動 17
H 24年度	327 うち救急車出動 42 消防車出動 3
H 23年度	324 うち救急車出動 38 消防車出動 1
H 22年度	316 うち救急車出動 32 消防車出動 0

緊急通報システムの通報状況は、次表のとおりである。

は、例えば煙通報が入った場合、折り返しの呼び出しに応答がなければ、すぐに、とちろ消防局の指令センターに通報され、同時に幕別消防署にも連絡が入り、出動する体制が確保されている。昨年10月からこれまでに迅速かつ的確な判断により、救急車の出動を12件要請している。

また、緊急通報の受信業務のほか、常駐の保健師、看護師等の専門職による健康相談が行えるとともに、3カ月に一度、安否確認サービスも行っており、民間に委託したことによって、高齢者の福祉サービスの向上が一層、図られているものと考えている。

通報の内容の7割以上は、誤ってボタンを押したことによる誤報であるが、救急車、消防車の出動件数は、年々増加傾向にある。

(2) スマートフォン等によるメールの応答履歴での安否確認や自宅に設置した人感センサーによる日常生活での行動の見守りを行っている事例、外出先でも利用が可能な携帯型緊急通報機器を導入している市町村もある。情報通信技術の進展に伴って、端末機器の性能もさらに高度化すると推測され、高齢者にとって使いやすいアプリケーションの導入や端末画面の使いやすさなどを十分に考慮するとともに、特に緊急時においては、操作が簡易なものを選択することが大変重要であると考えている。

再質問 通報先が変更となることに地域の関係者から不安の声が出されている。従来どおり「幕別消防署」が通報先であることが最善であり、わが町の中で解決できるシステムとすることが望ましいと考えるがどうか。

答 地元でやれることが望ましいと思うが、消防で受けられないことから、今の選択肢がベストだということを選択した。